第３　募集株式を引き受ける者の募集
１　更生会社は、以下のとおり、新たな払込みを受けて募集株式を引き受ける者を募集する。
⑴　募集株式の種類　普通株式
⑵　発行する募集株式の数　100株
⑶　払込額　１株　200万円
⑷　払込期日
更生計画認可決定確定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画認可決定確定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　１億円
増加する資本準備金の額　１億円
⑹　募集株式の割当て
更生会社東京保全株式会社　100株
２　剰余金の配当の制限
更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。
第４　定款の変更
更生会社の定款（別表12「定款」）の一部（第６条）を、前記第３記載の募集株式の発行の効力が生じる日に、別表13「定款変更表」記載のとおり変更する。
第９章　その他の必要的記載事項について
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。
別表１ないし13　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第４号

東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　東京保全株式会社
１　決定年月日　平成24年12月28日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　不動産を目的とする更生担保権
１　確定債権
確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
５件	総額	2,090,320,000円	４

２　権利の変更及び弁済方法
別表４「更生担保権弁済計画表（不動産）」記載の確定債権額を更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法
第１　公租公課
１　届出債権
届出債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
４件	本税等	93,862,350円	５
	延滞金等	631,900円及び額未定	

２　権利の変更及び納付方法
①　別表５「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の更生手続開始決定日から更生計画認可決定日（ただし、その日までに更生手続開始決定日から１年を経過する日があるときは、その日）までの間に生じる延滞金等及び更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞金等の全額につき、徴収権限を有する者の意見を聴き、更生計画認可決定確定日に免除を受ける。
②　同表記載の更生手続開始決定日の前日までの延滞金等、及び更生計画認可決定日までに更生手続開始決定日から１年を経過した場合に、更生手続開始決定日の１年経過後から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収権限を有する者の同意を得られることを条件として、更生計画認可決定確定日にその全額の免除を受ける。
③　前記①及び②の免除後の金額を、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して納付する。
第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定債権
確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
12件	総額	26,692,669,887円及び額未定	６
	（内訳）		
	元本	23,040,086,337円	
	更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金	3,652,583,550円	
	開始決定日以降の利息・損害金	額未定	

第２　権利の変更及び弁済方法
別表６「一般更生債権弁済計画表」記載の確定債権額につき、以下のとおり権利の変更及び弁済を行う。
①　更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定確定日に全額免除を受ける。
②　前記①の免除後の確定債権額（弁済対象債権額）につき、以下のとおり更生計画認可決定確定日に免除を受け、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。
ⅰ　弁済対象債権額のうち、10万円以下の部分　100％弁済する。
ⅱ　弁済対象債権額のうち、10万円を超え、1000万円以下の部分
99％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。